

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(千葉県担当部会)

令和5年12月7日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 3件

厚生年金保険関係 3件

厚生局受付番号 : 関東信越 (千葉) (受) 第 2300087 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (千葉) (厚) 第 2300018 号

第1 結論

請求者のA社における令和元年8月1日から同年9月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。令和元年8月の標準報酬月額については、26万円から32万円とする。

令和元年8月の訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る令和元年8月の訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 55 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 令和元年8月1日から同年9月1日まで

A社に勤務した期間のうち、請求期間の標準報酬月額について、保険給付の対象とならない記録（厚生年金保険法第75条本文該当）となっているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る社会保険料支払実績個人別確認表及び平成31年1月から令和元年12月までの給与支給明細（以下「給与支給明細等」という。）により、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額（32万円）及び当該期間の標準報酬月額の改定若しくは決定の基礎となる月の報酬額に基づく報酬月額に見合う標準報酬月額（32万円）は、いずれもオンライン記録により確認できる標準報酬月額（26万円）を超える額であることが確認できる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準報酬月額については、給与支給明細等により確認できる厚生年金保険料控除額から、32万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険被保険者報酬月額変更届を、厚生

年金保険料の徴収権が時効により消滅した後の令和4年5月18日に年金事務所に対し提出しており、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越 (千葉) (受) 第 2300088 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (千葉) (厚) 第 2300019 号

第1 結論

請求者のA社における令和元年6月1日から同年9月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。令和元年6月から同年8月までの標準報酬月額については、26万円から30万円とする。

令和元年6月から同年8月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る令和元年6月から同年8月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 平成4年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 令和元年6月1日から同年9月1日まで

A社に勤務した期間のうち、請求期間の標準報酬月額について、保険給付の対象とならない記録（厚生年金保険法第75条本文該当）となっているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る社会保険料支払実績個人別確認表及び平成31年1月から令和元年12月までの給与支給明細（以下「給与支給明細等」という。）により、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額（30万円）及び当該期間の標準報酬月額の改定若しくは決定の基礎となる月の報酬額に基づく報酬月額に見合う標準報酬月額（30万円）は、いずれもオンライン記録により確認できる標準報酬月額（26万円）を超える額であることが確認できる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準報酬月額については、給与支給明細等により確認できる厚生年金保険料控除額から、30万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険被保険者報酬月額変更届を、厚生

年金保険料の徴収権が時効により消滅した後の令和4年5月18日に年金事務所に対し提出しており、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第2300089号
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚)第2300020号

第1 結論

請求者のA社における令和元年9月1日から同年11月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。令和元年9月及び同年10月の標準報酬月額については、13万4,000円から14万2,000円とする。

令和元年9月及び同年10月の訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る令和元年9月及び同年10月の訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和61年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 令和元年9月1日から同年11月1日まで

A社に勤務した期間のうち、請求期間の標準報酬月額について、保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)となっているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る社会保険料支払実績個人別確認表並びに平成31年1月から令和元年12月までの給与支給明細及び勤務実績表(以下「給与支給明細等」という。)により、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額(14万2,000円)及び当該期間の標準報酬月額の改定若しくは決定の基礎となる月の報酬額に基づく報酬月額に見合う標準報酬月額(14万2,000円)は、いずれもオンライン記録により確認できる標準報酬月額(13万4,000円)を超える額であることが確認できる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準報酬月額については、給与支給明細等により確認できる厚生年金保険料控除額から、14万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届の訂

正届を、厚生年金保険料の徴収権が時効により消滅した後の令和3年12月22日に年金事務所に対し提出しており、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。